

徳島県警察本部訓令第20号

徳島県警察犯罪被害者等給付金裁定事務取扱いに関する訓令を次のように定める。

昭和60年10月1日

徳島県警察本部長

徳島県警察犯罪被害者等給付金裁定事務取扱いに関する訓令

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）に定める公安委員会の権限に属する事務に関して、警察法（昭和29年法律第162号）第47条第2項の規定に基づき公安委員会を補佐するため、裁定に関する事務（以下「裁定事務」という。）について、法、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和55年政令第287号。以下「政令」という。）、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）その他関係規程に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(取扱上の心構え)

第2条 職員は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病若しくは障害を受けた者の心情及びその立場を十分に理解するとともに、裁定事務が適正かつ迅速に行われるよう配慮するものとする。

第2章 処理責任者

(設置)

第3条 裁定事務の処理に関して、県本部に総括責任者を、署に取扱責任者を置く。

(総括責任者)

第4条 総括責任者は、警務部情報発信課長をもつて充てる。

2 総括責任者は、次の任務を行うものとする。

- (1) 犯罪被害に係る事案についての関係所属との連携に関すること。
- (2) 法第10条第1項の規定による裁定申請の受理に関すること。
- (3) 規則第19条の規定による損害賠償があつた場合の届出の受理に関すること。
- (4) 裁定のための調査等に関すること。
- (5) 申請者に対する教示及び通知に関すること。
- (6) 公安委員会への裁定案の提出に関すること。
- (7) 警察庁への報告に関すること。

- (8) 公安委員会の裁定についての審査請求に関すること。
- (9) 関係法令等についての指導教養に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、裁定事務のため必要と認める事項に関すること。

(取扱責任者)

第5条 取扱責任者は、副署長又は警務課長をもつて充てる。

2 取扱責任者は、次の任務を行うものとする。

- (1) 法第2条第2項に規定する犯罪被害（以下単に「犯罪被害」という。）に係る事案が発生したときの報告に関すること。
- (2) 前条第2項第2号から第5号までの規定に係る署における事務に関すること。
- (3) 職員に対する指導、教養に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、裁定事務のため必要と認める事項に関すること。

第3章 給付審議委員会

(設置)

第6条 犯罪被害者等給付金支給事案について、審議検討するため県本部に犯罪被害者等給付金支給審議委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第7条 委員会は、犯罪被害者等給付金支給事案について、次に掲げる事項を審議検討し、審議結果を本部長に報告しなければならない。

- (1) 犯罪被害の存否に関すること。
- (2) 受給資格に関すること。
- (3) 犯罪被害者（法第2条第3項に規定する犯罪被害者をいう。以下同じ。）の生計維持の状況に関すること。
- (4) 犯罪被害者の責任の度合に関すること。
- (5) 給付金支給要件及び給付金の支給額に関すること。
- (6) その他必要と認める事項

(構成)

第8条 委員会は、委員長及び委員をもつて構成する。

2 委員長は、警務部長の職にある者をもつて充てる。

3 委員は、総括責任者、監察課長及び事案処理に関係ある部課長をもつて充てる。

4 委員長は、必要がある場合前項に掲げる者以外の者を委員に指名することができる。

(委員長の任務)

第9条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第10条 委員会は、委員長が必要と認めたときに招集する。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、警務部情報発信課において行う。

第4章 裁定申請等の受理

(裁定申請の受理)

第12条 申請書を受理するときは、総括責任者の管理する一連の受理番号を付するものとする。

2 署において受理した申請書及び添付書類は、犯罪被害者等給付金支給裁定申請受理報告書(様式第1号)により、直ちに総括責任者に送付するものとする。

(損害賠償受領届出の受理)

第13条 署において受理した損害賠償受領届出に係る書面は、損害賠償届出報告書(様式第2号)により、直ちに総括責任者に送付するものとする。

第5章 裁定のための調査等

(調査)

第14条 総括責任者は、裁定の申請があつた事案については、法第13条第1項及び第2項の規定による調査を速やかに行うものとする。この場合において、法第13条第1項の規定による調査を行うときは、本部長の承認を得るものとする。

(調査の要領)

第15条 法第13条第1項の規定に基づき、申請者その他の関係人に対して報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断を受けさせるときは、その取扱状況を明らかにし、必要に応じて預り証(様式第3号)を交付するものとする。

2 法第13条第2項の規定に基づき、犯罪捜査権限のある機関その他の公務所又は公私の団体に照会するときは、犯罪被害給付関係事項照会書(様式第4号)により行うものとする。

(照会に対する措置)

第16条 県本部関係所属長及び署長は、他の都道府県公安委員会から犯罪被害給付に関する照会を受けたときは、速やかに所要の調査等を行い、犯罪被害給付関係事項回答書(様式第5号)により回答するものとする。

2 県本部関係所属長及び署長は、前項の回答を行う場合は、総括責任者及び県本部事件主管課長と協議するとともに、犯罪被害給付関係事項回答者の写しを本部長に送付するものとする。

(裁定申請却下)

第17条 総括責任者は、申請者に法第13条第3項の規定に該当する事由があると

認めるときは、犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下案を作成し、委員会の審議を経て公安委員会に提出しなければならない。

- 2 総括責任者は、法第13条第3項により申請が却下されたときは、速やかに規則第20条第1項に規定する犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下通知書により、その内容を申請者に通知しなければならない。

第6章 給付金の裁定等

(裁定原案の作成)

第18条 総括責任者は、裁定に必要な資料が整つたと認めるときは、給付金支給検討票（様式第6号）及び検討調書（様式第7号）を作成し、委員会の審議に付するものとする。

(裁定)

第19条 総括責任者は、委員会における審議結果に基づいて、裁定原案を公安委員会に提出し、給付金の支給に関する裁定を受けるものとする。

(仮給付金の決定)

第20条 総括責任者は、法第12条第1項の規定による仮給付金の支給を必要と認めるときは、委員会の審議を経た後、公安委員会に報告し、仮給付金支給の決定を受けるものとする。

(申請者に対する通知)

第21条 総括責任者は、犯罪被害者等給付金の支給に関する裁定が行われたとき、又は仮給付金を支給する旨の決定が行われたときは、速やかに規則第20条第1項に規定する犯罪被害者等給付金支給裁定通知書又は仮給付金支給決定通知書により、その内容を申請者に通知しなければならない。

第7章 報告等

(報告)

第22条 故意による犯罪によって初期診断が加療1月を超えると見込まれる人身被害の事案を取扱責任者が認知したときは、直ちに犯罪被害者支援官に事案概要を電話報告するとともに、犯罪被害事案認知速報票（様式第8号）を送付すること。

- 2 前項の事案が犯罪被害の要件を満たすと認められたときは、取扱責任者は、総括責任者に対し犯罪被害者等給付金支給対象事案発生報告書（様式第9号）及び関係資料を送付しなければならない。

(警察庁に対する報告)

第23条 総括責任者は、裁定事務に関する書類に必要な資料を添えて、警察庁長官官房給与厚生課長に報告するものとする。

(審査請求の取扱い)

第24条 国家公安委員会に対する審査請求及び公安委員会に対する審査請求は、

次により取り扱うものとする。

- (1) 国家公安委員会に対する審査請求書が公安委員会に提出されたときは、速やかに国家公安委員会（警察庁長官官房経由）に送付すること。
- (2) 公安委員会に対する審査請求は、裁定申請手続に準じて取り扱うほか、徳島県公安委員会審査請求手続規則（平成28年徳島県公安委員会規則第5号）及び審査請求に関する事務処理要領の制定について（平成28年3月31日徳監84号）により処理すること。
- (3) 総括責任者は、前号の審査請求があつたときは、審査請求事案発生（終結）報告書（様式第10号）により、速やかに国家公安委員会（警察庁長官官房経由）に報告することとし、事案の処理を終結したときも同様とする。

（処理簿）

第25条 総括責任者は、裁定事務の処理経過を明らかにするため、処理簿（様式第11号）を備え付けるものとする。

（文書の保存期間）

第26条 総括責任者又は取扱責任者は、裁定事務に関する書類を当該犯罪被害の発生した日から7年間保存するものとする。

〔次のよう略〕

様式第1号(第12条関係)

犯罪被害者等給付金支給裁定申請受理報告書

様式第2号(第13条関係)

損害賠償届出報告書

様式第3号(第15条関係)

預り証

様式第4号(第15条関係)

犯罪被害給付関係事項照会書

様式第5号(第16条関係)

犯罪被害給付関係事項回答書

様式第6号(第18条関係)

給付金支給検討票

様式第7号(第18条関係)

検討調書

様式第8号(第22条第1項関係)

犯罪被害事案認知速報票

様式第9号(第22条第2項関係)

犯罪被害者等給付金支給対象事案発生報告書

様式第10号(第24条関係)

審査請求事案発生(終結)報告書

様式第11号(第25条関係)

処理簿